

日本ドーピング防止規律パネル決定

競技者氏名： 伊藤 奈央
競技種目： ウエイトリフティング

2012-007 事件につき、日本ドーピング防止規律パネルは、当該事件の聴聞パネルの決定に基づき、下記のように決定する。

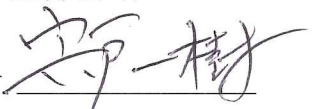
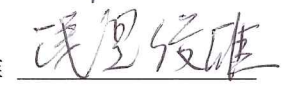
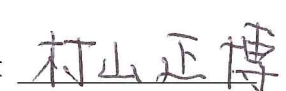
平成 24 年 12 月 27 日
日本ドーピング防止規律パネル
委員長 浅見 俊雄




2012-007 事件 聴聞パネル決定

ドーピング防止規程（以下「本規程」という。）8.3.2 条に従って日本ドーピング防止規律パネル委員長により指名された以下の各委員により構成される 2012-007 事件の聴聞パネルは、平成 24 年 12 月 27 日に開催された聴聞会の結果に基づき、本事件に関して、下記のように決定する。

平成 24 年 12 月 27 日

宍戸 一樹 
浅見 俊雄 
村山 正博 

記

[決 定]

- 本規程 2.1 条の違反が認められる。
- 本規程 9 条、10.1.1 条及び同 10.8 条に従い、検体採取の日から暫定的資格停止期間の開始日までに獲得された競技者のすべての個人成績（レディースカップ第 4 回全日本女子選抜ウエイトリフティング選手権大会における競技成績を含む。）はいずれも失効し、かつ、上記期間において獲得されたメダル、得点、及び賞はいずれも剥奪される。
- 本規程 10.7.1 条、同 10.9.1 条及び同 10.9.2 条に従い、平成 24 年 12 月 14 日より 5 年間の資格停止とする。

[理 由]

- 平成 24 年 12 月 6 日付で三菱化学メディエンス株式会社から提出された「Analysis Result Record」によれば、競技会検査において競技者から採取された検体について、19-ノルアンドロステロン（19-norandrosterone）及び19-ノルエチオコラノロン（19-noretiocholanolone）が存在すること、すなわち2012年禁止表国際基準における「S1.蛋白同化薬、1.b 蛋白同化男性化ステロイド薬（AAS）、外因的に投与した場合の内因性AAS」の投与がなされたことが合理的に推認される。競技者は、B 検体についての分析は要求せず、上記の結果及びそこに至る手続過程に関しても特段争わなかった。
- そこで、本件においては、競技者について本規程 2.1 条（競技者の検体に、禁止物質又はその代謝物若しくはマーカが存在すること）の違反が認められる。なお、本件では平成 24 年 12 月 14 日付で暫定的資格停止が発令されているが、その後本規程 7.6.2 条 b)に基づき本日開催された暫定聴聞会においてその有効性が確認されていることから、本規程 9 条、同 10.1.1 条及び同 10.8 条に基づき、検体採取の日から暫定的資格停止期間の開始日までに獲得された競技者についてのすべての個人成績（レディースカップ第4回全日本女子選抜ウエイトリフティング選手権大会における競技成績を含む。）はいずれも失効し、かつ、上記期間において獲得されたメダル、得点、及び賞（もしあれば）はいずれも剥奪されると考えるのが相当である。
- また、上記検出物質は「禁止物質」に該るものである一方で、今回の競技者による違反は 2 回目の違反であることが認められる。すなわち、JADA から提出された平成 23 年 7 月 17 日付日本ドーピング防止規律パネル決定によれば、競技者は、上記同日付で、本規程 2.1 条違反を理由として、2 か月間の資格停止等を課せられており、今回の違反は上記決定にかかるドーピング防止規程違反行為（以下「1 回目のドーピング防止規則違反」という。）から 8 年以内に発生したものであるため、今回の違反についての資格停止期間については、本規程 10.7 条の規程に従って判断すべきこととなる（念のため付言するに、今回の違反行為においては、本規程 10.5.1 条に定める「過誤又は過失がなかった」と言える事情は認められない。）。
- この点、本件においては、1 回目のドーピング防止規則違反に対して本規程 10.4 条による短縮された制裁措置が課されている（本規程 10.7.1 条における RS）。他方で、今回の違反については、その対象となった禁止物質は特定物質には該当せず、かつ、本規程 10.5.2 条における資格停止期間の短縮を認めるべき事情も特段認められないことから、今回の違反単体では本規程 10.2 項による通常の制裁措置が課されるべきものである（St）と考えることになる。そこで、本件の競技者に対して課されるべき資格停止期間については、本規程 10.7.1 条に基づき 4 年から 6 年の範囲で定めることとなる。
- そして、本件においては、JADA、競技者本人、及び、競技団体関係者（一般社団法人日本ウエイトリフティング協会専務理事、競技者が所属するウエイトリフティング部の監督、同部のコーチ）の証言及び提出された文書（本人の上申書等）、並びに、JADA から提出された文書（Doping Control Form 等）によれば、以下の事実が認められる。すなわち、本件においては、禁止物質の体内侵入経路として可能性があるものとして、競技者は、競技者の怪我の治療のために整形外科で用いられた注射薬（リンデロン）ないし内服薬（ロキソニン）、並びに、競技者が本年 9 月 20 日ころまで留学先の台湾にて勧められて摂取していた錠剤（高タンパク、クレアチン、マルチビタミン）を挙げたが、これらが本件で検出された 19-ノルアンドロステ

ロン (19-norandrosterone) 及び 19-ノルエチオコラノロン (19-noretiocholanolone) の原因となったことを認めるに足りる十分な証拠は無い。他方で、本件においては、上記以外に禁止物質検出の原因となったサプリメントその他の物質の使用について、競技者による虚偽の陳述ないし事実の隠蔽がなされたとみられる事情も特段存在しない。

- 本件においては、競技者の検体から禁止物質が検出されたことについて、(禁止物質を故意に摂取したとまでは言えないものの) 競技者に対して課される制裁期間を減免するだけの事情は認められない一方で、これを加重すべき事由も無く、上記を総合衡量した場合、競技者に対して5年間の資格停止処分を課するのが相当であると思料する。
- なお、暫定的資格停止が有効に課された場合、競技者が暫定的資格停止に服した期間は本規程 10.9.2 条に従い上記の資格停止期間に算入することとされているところ、本件における聴聞結果によれば、競技者が自身の陽性反応を了知した日である平成 24 年 12 月 14 日から、本来の資格停止期間の開始日である本日まで暫定的資格停止に服していることが認められることから、資格停止期間の開始日については、本規程 10.9.1 条及び同 10.9.2 条に従い、競技者が暫定的資格停止に自発的に服した平成 24 年 12 月 14 日となる。

以上より、上記の決定をするに至った。

以 上